

## 「第2次美瑛町都市計画マスタープラン」に対して

### お寄せいただいたご意見と美瑛町の考え方

○募集期間：令和元年11月25日（月）～令和元年12月25日（水）

○意見提出者：2名（個人2名）

「第2次美瑛町都市計画マスタープラン」に対するご意見について公表します。

ご意見は原文どおりとしておりますが、一部読みやすくするため修正等を行っております。

○ご意見と町の考え方

①「第2次美瑛町都市計画マスタープラン」について

ご意見	<p>1. このプランは「人口減少」「公共施設の見直し」「コンパクトシティ」などに長期的な視点から取り組むため20年間の計画期間とし、(P3、P27など)構想と方針だけ示しています。具体的な実現にむけては6年間の「建設事業実施計画」をつくって、その時の様々な状況とニーズ等を的確にとらえ適正に事業を実施する(P87)としています。——これでは都度対応とおなじで、適正な運営と言えないのではないかと。実際に、最近の財政運営計画の起債残高が、6年間の計画と実績で大きくかい離したことの関連で説明してください。</p> <p>2. 関連計画(P29)である公共施設等管理総合計画の施策方針は、公共施設における人口減少等の変化を見据えた縮減と記載していますが、そこに縮減計画はありません。上位計画の総合計画にもありません。——将来の人口減少と公共施設インフラ等の適正化の実行計画はいつつくるのですか？ほかの市町村はすでにあることを踏まえて説明してください。</p>
町の考え方	<p>本計画は、本町の行政運営全般の基本方針である「第5次まちづくり総合計画」及び北海道が定める「都市計画区域マスタープラン」に即して、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施策の計画等、都市計画に関する基本的な方針を総合的に示すものです。</p> <p>具体的な事業については、「美瑛町財政運営計画（建設事業等実施計画）」において6年間の事業を計画し、町議会による予算の審査等を経て実施しております。計画額と実績額の差については、災害復旧事業や緊急性の高い事業の実施等を要因としておりますが、町財政や社会環境の変化、町民ニーズ等を的確に捉え、毎年事業計画の見直しを行いながら、引き続き健全な財政運営に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(※次頁へ続きます)</p>

町の考え方	<p>公共施設等の管理の在り方については、長寿命化対策や適正な維持管理、また、人口減少等の長期的な視点に立った配置や機能の見直し等の基本的な考え方について記載しております。「公共施設等総合管理計画」については、平成29年3月に策定し、現在、見直しに向けた検討を進めており、老朽化が進む公共施設等の全体の状況を把握するとともに、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に実施し、財政負担の軽減による持続可能なまちづくりを進めて参ります。</p>
-------	--

②「第2次美瑛町都市計画マスタープラン」について

ご意見	<p>1. 策定の目的が認識されていない</p> <p>この都市計画マスタープランの策定は、単に「法律」で作ることになっているから作るのではなく、市町村の行政運営全般の基本方針を定めるものです。計画の目的にも明記されている（素案1-1）ことではあるが、「まちづくり委員会議事録」の経緯を見ると、庁内策定委員会や企画委員会メンバーにこの認識が持たれているとは思えない。</p> <p>2. 今後20年間のまちづくりの計画を創ろうというときに、ターゲットとなる「20年後のまちの姿」が描かれていない</p> <p>社会が大きく変化しようとしていて、国や道でも様々な形で未来社会が語られているのに、計画策定の前提となる社会情勢のとらえ方（素案2-4）が一面的。（都市計画運用指針の丸写し）</p> <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針」「未来投資戦略」等の国家施策や、第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」「自治体戦略2040構想研究会第2次報告」等々、国家施策の方向性を見極め、計画に反映させなければならない。</p> <p>スマート社会、スマート農業、大学改革、働き方改革等々 社会は大変革する</p> <p>3. 現況分析が出来ていないので、課題抽出以降（3章～6章）、目的とする計画の形の中身がない</p> <p>以前から提供されている「地域経済分析システム（RESAS）」や「未来シミュレーターOpossuM」を使えば適切な分析が出来るのではないだろうか。</p> <p>素案は現状をそのまま記述し分析結果がないので、課題洗い出しも出来ておらず、全体として問題点を羅列しただけに留まっている。従って「第5章全体構想」もまとめられていない。</p> <p>「都市計画運用指針」を参照するなら、「指針」15P記載の（マスタープランに要請される指針的役割）及び16Pの（マスタープランの記載事項）の記述を参考にしなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（※次頁へ続きます）</p>
-----	--

<p>ご意見</p>	<p>4. 策定後の「実現に向けた考え方」（第7章）について  「7-2 推進に向けた取り組み」</p> <p>①計画の推進体制においては、自治基本条例等で議会の役割についての検討も視野に入れる必要があること</p> <p>②計画の進行管理では、将来の行政（スマート自治体）における公共サービスの自動化、省力化も視野に入れ、「進行管理のデジタル化」に取り組まなければならない。</p> <p>5. まとめとして</p> <p>「都市計画マスタープラン」の策定は、今年度中の策定を見送り、「自治基本条例の策定」や「まちづくり総合計画の中間見直し」、「予算策定過程への住民参画化」等と共に総合的に検討を進める必要がある。</p> <p>以上の案件を総合的に進めるために「町民検討委員会」を設けることを要請する。</p> <p>「都市計画マスタープラン」が今期中に策定されなくても、「区域マス」だけ作成しておくことで済むのではないか（道は全体の区域マスを令和2年度中に作成予定）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(添付資料) 第10版 都市計画運用指針(抄)</p>
<p>町の考え方</p>	<p>本計画は、本町の行政運営全般の基本方針である「第5次まちづくり総合計画」及び北海道が定める「都市計画区域マスタープラン」に即して、本町における都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施策の計画等、都市計画に関する基本的な方針を総合的に示すものです。</p> <p>本計画の目標年次となる令和21年度に目指すべき都市の将来像については、「地域資源をいかした産業に支えられ、安全安心で良好な環境や美しい景観の下、誰もが住んでみたいと感じる優しい都市」と定め、将来都市構造や地域毎の整備方針を示しております。</p> <p>第2次計画期間の今後20年間に想定される主要課題の整理にあたっては、「現況分析」「第1次計画の検証」「アンケート調査結果」の3つの手法を用いて、庁内検討委員会等で素案を作成し、北海道との事前協議やまちづくり委員会及び都市計画審議会の諮問を経て、第2次計画における基本方針等の方向性へ結びつけています。</p> <p>また、「まちづくり総合計画」や北海道が定める「都市計画区域マスタープラン」等の上位計画の変更、関係法令の改正等が行われた場合は、必要に応じて本計画の見直しを図ることとしております。本計画を含む各種計画の策定や見直しにあたっては、引き続き町民意見を取り入れながら、町民と行政が一体となったまちづくりを進めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>